

3. 5. 22
9

寫

勞秘第四八三號

昭和三年五月十八日

警視總監 宮田光雄

内務大臣 野田中義 一殿

社會局長 官殿

北海道 京都 大阪 神奈川

兵庫 愛知 静岡 福岡

各廳府縣長官 殿

沖電氣株式會社勞働争議ニ関スル件

(第四報) (解決)

所工場高岡英馬外二名大崎工場酒崎正雄外一名ハ同日
午後九時ヲ訪レ押田技師長 久住康務課長等ニ面会シ
解雇手續認スルヲ以テ規室ノ解雇手當以外ニ三十
日乃至六十日分ノ日給ヲ支給サレタシ
今後解雇手當ヲ絶對ニ出サバルコトヲ聲明サレ度シ
又ノ安求ヲ爲シタルガ会社側ニ於テハ各重役協
議 上進ニ由ルモノト答ヘ會見ヲ終了セリ
本及申上進ノ訪レ也